

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書に関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成20年8月15日

京都市長 門川大作

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の氏名

河島 恵輔

(2) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第7地区建築協定

(3) 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町6丁目2番地の1,3番地の1,3番地の3,3番地の4,5番地の1,5番地の2,5番地の4から5番地の7まで,6番地の1,6番地の3から6番地の17まで,7番地の1から7番地の17まで,8番地の1から8番地の8まで,8番地の10から8番地の16まで,27番地の1から27番地の3まで,27番地の5,27番地の7,27番地の8,27番地の10から27番地の17まで,28番地の1から28番地の11まで,28番地の14,28番地の15,29番地の1から29番地の3まで,29番地の5,29番地の8,29番地の10から29番地の12,29番地の14から29番地の17まで,30番地の1,30番地の2及び30番地の6

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町 6 丁目 2 番地の 2, 3 番地の 2, 5 番地の 3, 6 番地の 2, 8 番地の 9, 8 番地の 17, 27 番地の 4, 27 番地の 6, 27 番地の 9, 28 番地の 12, 28 番地の 13, 28 番地の 16, 28 番地の 17, 29 番地 4, 29 番地の 6, 29 番地の 7, 29 番地の 9, 29 番地の 13, 30 番地の 3 から 30 番地の 5 まで及び 30 番地の 7

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態, 意匠及びその他の事項

(6) 協定の期間

10 年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 20 年 8 月 15 日 (金) から平成 20 年 9 月 3 日 (水) まで

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課 (北庁舎 2 階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 20 年 9 月 4 日 (木) 午後 3 時から午後 4 時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部会議室 (北庁舎 2 階)

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 奥 美里

(都市計画局建築指導部建築指導課)